

深谷市道路反射鏡設置及び管理基準

（目的）

第1条 この基準は、深谷市における道路反射鏡の設置及び管理の基準を明らかにするとともに、道路反射鏡の適正な設置及び管理をすることにより、見通しの悪い道路における事故の防止を図り、もって安全な環境づくりに資することを目的とする。

（設置及び管理）

第2条 市長は、道路反射鏡を設置する。ただし、深谷市交通安全施設設置基準（平成21年11月16日決裁）に基づき事業主が設置する場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定に基づき設置し、及び第9条の規定に基づき依頼のあった道路反射鏡を管理する。

（設置箇所）

第3条 道路反射鏡は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の道路（次条第2項において「市道」という。）について、次に掲げる箇所に設置する。

（1） 隅切りの無い交差点であり構造物等により視界を妨げられる交差点

（2） 通学路である箇所

（3） その他市長が必要と認める箇所

（取付け等）

第4条 道路反射鏡の取付けは、民地内の電柱への共架、民地内に設けた支柱への取付け等交通上支障とならない方法によることとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

2 取り付ける道路反射鏡は、次の各号に掲げる市道の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1） 市街地の市道 直径600ミリメートルで、かつ、鏡面がメタクリル製又はポリカーボネート樹脂製の道路反射鏡

（2） 主要幹線市道（幅員8m以上） 直径800ミリメートルで、かつ、鏡面がメタクリル製又はポリカーボネート樹脂製

の道路反射鏡

- 3 道路反射鏡を取り付ける施設の構造は、原則として道路反射鏡設置指針に基づくものとする。

(設置の請求)

- 第5条 自治会長は、当該自治会の区域に第3条各号に掲げる箇所に該当すると思われる箇所が存するときは、市長に対し、道路反射鏡の設置を求めることができる。

- 2 前項に規定する請求は、道路反射鏡設置申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して行うものとする。

(1) 民地内の電柱に共架し、又は民地内に設置する場合 道路反射鏡設置（移設）承諾書（様式第2号）

(2) 電柱に共架する場合 道路反射鏡共架承諾書（様式第3号）

(3) その他の場合 その他必要な書類

(移設の請求)

- 第6条 自治会長は、既設の道路反射鏡の設置箇所が第3条各号に掲げる箇所に該当せず、近隣に同条各号に掲げる箇所に該当すると思われる箇所が存するときは、市長に対し、当該道路反射鏡の当該箇所への移設を求めることができる。

- 2 前項に規定する請求は、道路反射鏡移設申請書（様式第4号）に、前条第2項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行うものとする。

(調査及び施工)

- 第7条 市長は、前2条に規定する請求があったときは、第3条各号に掲げる箇所に該当するかどうかについて、調査及び審査をするものとする。

- 2 市長は、前項の調査及び審査の結果、第3条各号に掲げる箇所に該当すると認めたときは、速やかに道路反射鏡を設置するものとする。

- 3 前項の場合において、既に設置することとした道路反射鏡のうち未だ設置されていないものがあるときは、当該設置されていないものと緊急性について比較し、緊急性の高いものから設置するものとする。

(修繕)

第8条 市長は、常に道路反射鏡の状態を確認し、破損、老朽等を発見したときは、直ちに修繕するものとする。

(引継ぎ)

第9条 市が管理していない道路反射鏡を管理するものは、市長に対し、当該道路反射鏡を管理するよう求めることができる。

- 2 前項に規定する請求は、道路反射鏡管理申請書（様式第5号）に必要な書類を添付して行うものとする。

- 3 市長は、第1項に規定する請求があったときは、必要な事項を調査の上、管理の可否を決定し、速やかに道路反射鏡管理可否決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この基準の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成21年11月16日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

道路反射鏡設置申請書

年 月 日

深谷市長 あて

自治会
自治会長

道路反射鏡の設置が必要ですので、下記のとおり申請します。

記

1 設置申請箇所

深谷市 番地
電柱番号

（電柱番号は、共架可能な場合に記入してください。）

2 設置申請理由（該当するものに○を付けてください。）

（１） 隅切りの無い交差点であり構造物等により視界を妨げ
られる交差点

（２） 通学路

（３） その他

（理由 ）

添付書類：位置図 道路反射鏡設置（移設）承諾書 道路反射鏡
共架承諾書 その他必要な書類

様式第 2 号（第 5 条関係、第 6 条関係）

道路反射鏡設置（移設）承諾書

年 月 日

深谷市長 あて

私は、深谷市 番地に、
事故の防止目的のために、道路反射鏡を設置（移設）することに
承諾します。また、道路反射鏡の支障となる庭木の枝切りにつ
いても承諾します。

土地所有者

住所

氏名

様式第 3 号（第 5 条、第 6 条関係）

道路反射鏡共架承諾書

年 月 日

深谷市長 あて

私は、深谷市 番地にある
既存の東京電力・N T T 所有の電柱（電柱番号 ）
に、道路反射鏡を共架することに承諾します。

土地所有者

住所

氏名

様式第 4 号（第 6 条関係）

道路反射鏡移設申請書

年 月 日

深谷市長 あて

自治会
自治会長

道路反射鏡の移設が必要ですので、下記のとおり申請します。

記

1 既設箇所

深谷市 番地

電柱番号

移設希望箇所

深谷市 番地

電柱番号

（電柱番号は、共架可能な場合に記入してください。）

2 移設申請理由（該当するものに○を付けてください。）

（１） 移設希望箇所が構造物等により視界を妨げられる交
差点である。

（２） 移設希望箇所が通学路である。

（３） その他

（理由 ）

添付書類：位置図 道路反射鏡設置（移設）承諾書

道路反射鏡共架承諾書 その他必要な書類

様式第 5 号（第 9 条関係）

道路反射鏡管理申請書

年 月 日

深谷市長 あて

申請者住所

氏名

道路反射鏡の管理が必要ですので、下記のとおり申請します。

記

1 設置箇所

深谷市

番地付近

2 管理が必要な道路反射鏡

型式 $\left(\begin{array}{c} \phi 600 \\ \phi 800 \end{array}\right)$	鏡面 $\left(\begin{array}{c} \text{メタクリル} \\ \text{ホリカーホネート} \end{array}\right)$	支柱 $\left(\begin{array}{c} \phi 76.3 \\ \phi 89.1 \end{array}\right)$	設置数 (基)	備考

添付書類：位置図 設置した道路反射鏡の承諾図 現況写真
理由書 共架申請書（東電、NTT）その他必要な書類

様式第 6 号（第 9 条関係）

道路反射鏡管理可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

深谷市長

㊞

年 月 日付けで申請のありました下記の道路反射鏡
の管理（引継ぎ）を $\left(\begin{array}{l} \text{行います} \\ \text{行いません} \end{array} \right)$ ので、通知します。

記

1 設置箇所

深谷市

地先 ほか

2 管理が必要な道路反射鏡

型式 $\left(\begin{array}{l} \phi 600 \\ \phi 800 \end{array} \right)$	鏡面 $\left(\begin{array}{l} \text{メタクリル} \\ \text{ホリカーホネート} \end{array} \right)$	支柱 $\left(\begin{array}{l} \phi 76.3 \\ \phi 89.1 \end{array} \right)$	設置数 (基)	備考